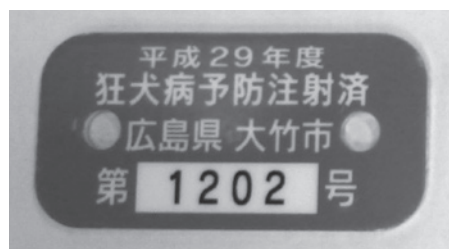


飼い犬の登録と狂犬病 予防注射の接種を！



問い合わせ
環境整備課 ☎2154

【飼い犬の登録】

狂犬病予防法により、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合）にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。登録は、環境整備課または市指定の獣医師のいる動物病院で行ってください。（登録手数料3,000円）

また、犬の死亡、飼い主の変更、飼い主や犬の所在地の変更など、飼い犬の登録事項に変更があつた場合は環境整備課に届け出てください。

【鑑札をつけましょう】

飼い犬を登録したときに鑑札を交付します。狂犬病予防法で鑑札の装着が義務付けられていますので、鑑札は必ず首輪などに装着してください。

【飼い犬の狂犬病予防注射】

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。

まだ予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院で予防注射を受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください。（注射済票交付手数料550円）



市指定の獣医師のいる動物病院

病院名	所在地	電話番号
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号	☎5441
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号	☎21186
のぞか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号	0829☎0073
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番地の4	0829☎51515
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地の5	0829☎3338
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地の2	0829☎6230
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地の5	0829☎7770
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号	0829☎1200
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号	0829☎5435
大野中央もみじ動物病院	廿日市市大野中央4丁目9番38号	0829☎0012
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号	082-924-5812

また、市指定の獣医師のいる動物病院以外で予防注射を受けさせた場合は、その病院が発行する「注射済証（注射証明書）」を持参の上、環境整備課で手続きを行ってください。

なお、交付された注射済票は首輪などに装着してください。

※ 動物病院では別途、注射料金が必ず要です。

【狂犬病とは】

狂犬病ウイルスに感染した犬や小動物にかまれ、狂犬病ウイルスに感染する

ことで引き起こされます。

人がかまれてから発症するまでの潜伏期間中は、感染の有無の診断が難しく、発症すると中枢神経が侵され、致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。

日本では昭和32年を最後に狂犬病は発生していませんが、近年、動物の国際間の往来が増えており、再び日本で発生することも考えられます。

あなたの大切な犬を感染させないためにも、必ず予防接種を受けさせましょう。